

こんな経験は
ありませんか？

『台風や強風によって、みかんに傷がついて出荷できない！』
『鹿や猪の食害で減収し、困っている！』



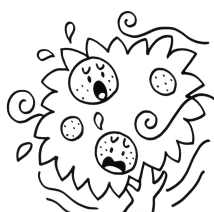
果樹共済は、様々な災害リスクに対応します！！



どんな被害が
補償されるの？

自然災害などによる被害を補償します！！

他にも地震、病害、火災なども対象になります。



風水害



ひょう害



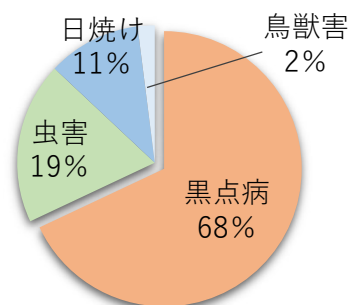
寒害



鳥獣害



虫害



県内の支払状況

近年では、長雨による病害が多発しています。
令和3年産のうんしゅうみかんは、
76名の方に、合計3,235万円お支払いしました。

加入できるのは？

うんしゅうみかん・はるみ・なつみかんです。

加入申込期間は、**4月1日から6月15日**までです。（掛金納入は6月30日まで）

補償期間は？

春枝の伸長停止期から、その春枝の伸長停止期の属する年の翌年の年産の収穫までです。（はるみ・なつみかんは翌翌年産）

例）令和5年6月15日までに申し込んだ場合…

- ・うんしゅうみかん：令和5年7月1日から、令和6年10月から12月収穫の果実
- ・はるみ：令和5年7月1日から、令和6年12月から令和7年1月収穫の果実

2つの加入方法があります！！

いくら必要
なのかな？



災害収入方式

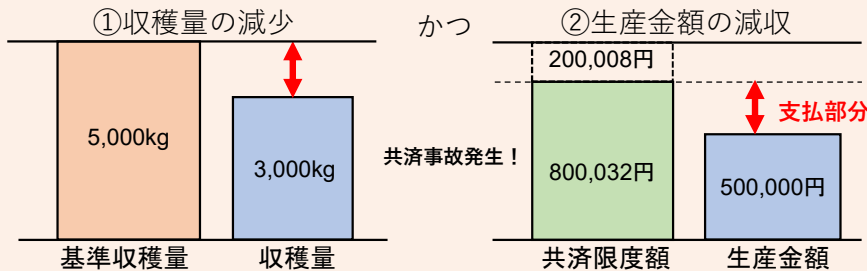
加入には、10アール以上の栽培面積が必要です。
概ね全量、選果場等へ出荷している方が対象です。

収穫量が減少し、生産金額が8割を下回った場合に共済金をお支払いします。

例えば...

基準収穫量5,000kg 共済限度額800,032円
今年の生産金額は500,000円だった。

共済金は、出荷伝票により算定します。



$$\begin{aligned} \text{共済金} &= (\text{共済限度額} - \text{生産金額}) \times (\text{共済金額} / \text{共済限度額}) \\ &= (800,032 - 500,000) \times (800,000 / 800,032) = \mathbf{300,019\text{円}} \end{aligned}$$

※共済金額は、補償金額のことです（基準生産金額×付保割合）。
※共済限度額＝基準生産金額×補償割合

掛金の目安（付保割合80%）

面積	30アール
基準生産金額	約100万円
共済金額	80万円
掛金	7,984円

お支払額（補償割合80%）

減収額	約50万円
共済金	300,019円

半相殺方式

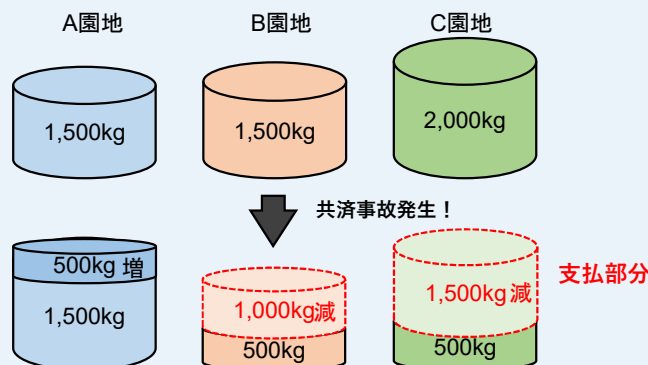
加入には、早生・普通種ごとに10アール以上の栽培面積が必要です。

収穫量が7割を下回った場合に、共済金をお支払いします。

例えば...

基準収穫量は5,000kg、実収穫量は3,000kgだった。

※収穫量は2,500kgです（増収分は含みません）。（A園地 1,500+ B園地 500 + C園地 500）
基準収穫量5,000kgの7割である3,500kgを下回るため、支払対象となります。



$$\begin{aligned} \text{損害割合} &= \text{減収量} / \text{基準収穫量} = 2,500\text{kg} / 5,000\text{kg} = 50\% \\ \text{共済金} &= \text{共済金額} \times \text{支払割合} = 700,000 \times 29\% = \mathbf{203,000\text{円}} \end{aligned}$$

※共済金額は、補償金額のことです（標準収穫金額×付保割合）。
※支払割合は、補償割合と損害割合に応じて算出します。

どっちの方式
に入れるかな



掛金の目安（付保割合70%）

面積	30アール
標準収穫金額	100万円
共済金額	70万円
掛金	10,822円

お支払額（補償割合70%）

減収量	2,500kg
共済金	203,000円

お気軽にご連絡ください！



業務管理センター 共済制度部
TEL 054-251-3511
<https://www.nosai-shizuoka.or.jp/>

NOSAI静岡LINEアカウント
友だち登録受付中です！

